

重要事項説明書

[低圧]

- ・ 本書は、お客さまに当社（RE100電力株式会社）が電気を供給する際の条件に関する大切な事項を記載し、説明するものです。
- ・ お申込みにあたっては、電気需給約款、料金種別定義書および関連する約款（以下「電気約款等」といいます。）に記載の事項をご承認いただき、所定の方法によりお申込みいただきますようお願いいたします。

1 電気のお申込み方法

- ・ インターネットまたは所定のお申込書によりお申込みいただけます。

2 電気の需給開始予定日（詳細は、別途お客さまにお知らせいたします。）

- ・ 他の小売電気事業者から当社に電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）を切り替える場合の需給開始日は、一般送配電事業者および新旧小売電気事業者での契約切り替え手続きが完了した日（以下「マッチング日」といいます。）から、原則として1営業日に2暦日を加えた日以降の日となります。ただし、スマートメーターへの取替工事が必要な場合は、原則としてマッチング日から8営業日に2暦日を加えた日以降の日となります。
- ・ お引越しの場合は、原則としてお客さまが希望された日が需給開始日となります。ただし、一般送配電事業者等との手続きその他のやむをえない事由によって、お客さまがご希望された需給開始日に電気を供給できないことがあります。なお、ご希望日の有無または前後にかかわらず、お客さまがすでに電気の使用を開始している場合は、電気を使用した日にさかのぼって需給開始日といたします。

3 電気料金単価（単価はすべて税込となります。）

[凡例] アンペア=A キロボルトアンペア=kVA キロワット時=kWh
キロワット=kW

RE100電灯Aプラン

基本料金

供給エリア	基本料金（税込）	
東北電力エリア	契約容量1kVAにつき	423円
東京電力エリア	契約容量1kVAにつき	314円
中部電力エリア	契約容量1kVAにつき	326円
北陸電力エリア	契約容量1kVAにつき	332円
関西電力エリア	1契約につき	455円
中国電力エリア	1契約につき	521円
四国電力エリア	1契約につき	559円
九州電力エリア	契約容量1kVAにつき	332円

従量料金

供給エリア	従量料金（税込）	
東北電力エリア	1kWhにつき	42円90銭
東京電力エリア	1kWhにつき	42円90銭
中部電力エリア	1kWhにつき	28円60銭
北陸電力エリア	1kWhにつき	39円60銭
関西電力エリア	1kWhにつき	27円50銭
中国電力エリア	1kWhにつき	39円60銭
四国電力エリア	1kWhにつき	38円50銭
九州電力エリア	1kWhにつき	29円70銭

その1月の使用電力量によって算定いたします。

RE100電灯Bプラン

基本料金単価および従量料金単価は、見積書に記載のとおりといたします。

動力プラン

基本料金単価および従量料金単価は、見積書に記載のとおりといたします。

4 電気料金の計算方法

電気料金

=

基本料金

(基本料金単価×契約電力 (kW))

+

従量料金

(従量料金単価×使用電力量 (kWh))

+

燃料費等調整額

(燃料費等調整単価×使用電力量 (kWh))

※燃料費等調整単価は当該月分の単価にもとづき算定いたします。ただし、燃料費等調整における上限値の設定はいたしません。

+

再生可能エネルギー発電促進賦課金

(再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量 (kWh))

※再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は当該年度分の告示単価にもとづき算定いたします。

+

非化石証書の価格

(非化石証書の価格は、見積書に記載のとおりといたします。)

割引または特典がある場合、電気料金から割引し、または特典を付与いたします。

5 計量器等の設置、工事費負担金等相当額（発生した場合のみ）

- 計量器および電流制限器等の供給設備については、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客さまのご都合により、特に多額の費用を要する場合は、当該費用はお客さまのご負担となることがあります。
- 需給契約の開始または変更等にもない、一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合で、一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづき当社が工事費負担金等を請求されたときは、当社は、当該工事費負担金等に相当する金額をお客さまから申し受けます。

6 お客さまにご負担いただく場合がある費用（発生した場合のみ）

- お客さまが電気料金のお支払期日を経過してもなお、電気料金をお支払いいただけない場合、当社は、お支払期日の翌日からお支払日までの日数に応じて、年利14.6パーセントの延滞利息をお客さまから申し受けます。また、催告にかかる費用の実費をお客さまから申し受けます。
- お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用され、電気料金の全部または一部のお支払いを免れた場合、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金としてお客さまから申し受けます。
- ご請求書／ご利用明細書を発行するときは、その手数料として、発行する書面1通につき、150円（税込）をお支払いいただきます。

7 契約電流、契約容量、契約電力

[凡例] ボルト＝V ヘルツ＝Hz

契約電流（A）	10A、15A、20A、30A、40A、50Aまたは60Aのいずれかとし、原則としてお客さまのお申し出によって定めます。
契約容量（kVA）	原則として主開閉器の定格電流または契約負荷設備の総容量にもとづき算定いたします。ただし、他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合は、原則として切替前の契約容量を準用いたします。
契約電力（kW）	原則として主開閉器の定格電流または契約負荷設備の総容量にもとづき算定いたします。ただし、他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合は、原則として切替前の契約容量を準用いたします。

8 供給電気方式、供給電圧、標準周波数

- 供給電気方式および供給電圧は、一般送配電事業者の託送供給等約款によるものとし、交流単相2線式標準電圧100Vもしくは200V、または交流単相3線式標準電圧100Vもしくは200V、または交流単相3線式標準電圧100Vおよび200V、または交流3相3線式標準電圧200Vといたします。
- 標準周波数は、一般送配電事業者の託送供給等約款によるものとし、東北電力エリアおよび

東京電力エリアの場合は、原則として標準周波数50Hz、中部電力エリア、北陸電力エリア、関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリアおよび九州電力エリアの場合は、原則として標準周波数60Hzといたします。

9 最大需要電力、最大使用電力、使用電力量の計量、料金の算定期間等

- 最大需要電力(kW)または最大使用電力(kW)は、スマートメーターにより計量される30分ごとの使用電力量(kWh)を2倍してえた値の最大値とし、使用電力量(kWh)は、一般送配電事業者が取り付ける計量器により計量した値といたします。なお、正しく計量できなかった場合等については、お客さまと当社との協議をふまえ、当社と一般送配電事業者との協議により定めた値といたします。
- 検針日または計量日は、一般送配電事業者が定めた日とし、検針は、原則として毎月、一般送配電事業者が行ないます。
- 料金の算定期間は1か月とし、前月の検針日または前月の計量日から当月の検針日または当月の計量日の前日までの期間といたします。なお、需給契約の変更等により、料金の算定期間を1か月とすることができない場合、料金は、日割して算定いたします。
- 料金のお支払義務は、原則として検針日に発生するものとし、お支払期日は、お支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

10 料金等のお支払方法

- 料金等については毎月、工事費負担金相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じてお支払いいただきます。なお、お支払いに要する費用は、お客さまにご負担していただきます。
- 電気料金のお支払方法は、次のいずれかによります。

クレジットカード	クレジットカードによるお支払いの場合は、カード会社の規約にもとづき電気料金をお支払いいただきます。
口座振替	お客さまのご指定の預金口座から毎月自動的に電気料金をお支払いいただきます。

- 複数の需要場所の電気需給契約を締結する場合、各需要場所の電気料金の請求をひとつの請求に取りまとめるうえ請求いたします。

11 電気の使用、保安等にもなうお客さまのご協力

- 一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、ご協力をお願いいたします。
- 一般送配電事業者の供給設備の故障、点検、修繕または変更その他工事上やむをえない場合、または電気の需給上もしくは保安上必要な場合、電気の使用の制限または中止に関して、ご協力ならびにご理解をお願いいたします。
- 当社または一般送配電事業者が業務上必要とする場合には、お客さまの土地または建物に立ち入ることにご承諾していただきます。

- ・ 引込線、計量器その他お客さまの電気の使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずるおそれがある場合は、一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。
- ・ お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件、設備の設置、変更、修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。
- ・ お客さまが電気工作物の変更を行なった場合には、その旨を一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。
- ・ その他、一般送配電事業者の託送供給等約款の遵守をお願いいたします。

1.2 需給契約の契約期間または契約期間の更新

- ・ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始日の翌年の3月31日までといたします。
- ・ 契約期間満了の1か月前までに需給契約の終了または変更がない場合の需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。なお、この場合の電気事業法その他の法令にもとづく供給条件の説明および書面交付は、需給契約の期間に関する事項のみとし、当社の専用ホームページ等に掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

1.3 需給契約の解約等に関する事項

- ・ お客さまが電気の使用を廃止される場合には、あらかじめその廃止期日を定めて当社にご連絡していただきますようお願いいたします。
- ・ お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、原則として、解約の15日前までにお客さまにお知らせいたします。
 - ① 一般送配電事業者により電気の供給を停止された場合において、当社が定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ② お客さまが料金のお支払期日を経過してもなお料金をお支払いいただけない場合、またはお客さまが料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金相当額その他電気約款等から生ずる金銭債務をいいます。）をお支払いいただけない場合
 - ③ お客さまが電気約款等または一般送配電事業者の託送供給等約款に違反した場合
 - ④ お客さまの信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ お客さまが過去または現在において、当社または当社のグループ会社が提供するサービスを利用するにあたり当該サービスに係る規約、ガイドライン等に反する行為その他不正な行為を行っていた場合
 - ⑥ その他当社が電気を供給することが困難であると判断した場合
 - ⑦ お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると当社が認めた場合

1.4 需給契約の変更または解約等に関するご留意事項

- ・ 契約種別、契約電流等を変更される場合は、お申込みをされた日以後、原則として、最初の検針日または最初の計量日を需給契約の変更日といたします。

- ・ 一般送配電事業者が供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまのご都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合において、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされたときは、当社は、その実費をお客さまから申し受けます。
- ・ お客さまが契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合において、一般送配電事業者から当社に料金または工事費の精算に係る請求がなされたときは、当社は、その実費について、原則として、需給契約の終了日または変更日にお客さまから申し受けます。

1.5 セット販売について

- ・ 代理店等がセット販売を行なっている場合、電気の供給は当社が行ない、代理店等のサービスは、代理店等自らが行ないます。なお、セット割引、キャッシュバック等のサービスを代理店等が提供する場合がありますが、これらのサービスは、当社ではなく代理店等の責任で行ないますので、その内容または手続き等については、代理店等にお問い合わせのうえ、ご確認ください。なお、当社は、代理店等のサービスの提供を受けているお客さまが、当該サービスの提供を受けることをやめたことを理由として、電気料金の改定その他の不利益な取扱いをすることはありません。

1.6 個人情報の取扱いについて

- ・ 当社は、お客さまの氏名、名称、電話番号、住所、契約種別等、電気料金のお支払状況、電気のご利用状況等の情報の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示いたします。
- ・ 当社は、お客さまに係る個人情報について、電気事業その他関連する業務の健全な運営またはお客さまの利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用させていただきます。
- ・ 当社は、お客さまに係る個人情報について、当社が指定する共同利用者と共同で利用し、また当社が指定する第三者へ提供する場合があります。

1.7 その他

- ・ お客さまの現在の契約がオール電化契約等の場合には、電気の契約切り替えにより電気料金がお得にならない場合があります。
- ・ お客さまが故意または過失によって、電気の使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまから申し受けます。
- ・ 他の小売電気事業者から当社に電気の契約を切り替えた場合、ポイント等の特典の失効や解約による精算金等が発生する場合があります。詳しくは、現在の小売電気事業者へお問い合わせください。
- ・ 停電や電気の供給設備に関するお問い合わせは、地域の一般送配電事業者へご連絡ください。
- ・ 本書に記載のない事項については、電気約款等によりまします。

クーリングオフについて

次の事項は、「特定商取引に関する法律」に定める「訪問販売」および「電話勧誘販売」に該当する場合に適用となります。

1. お客さまが「訪問販売」および「電話勧誘販売」で契約された場合、本書面を受領した日から8日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録（電子メール等）により無条件でのお申込みの撤回または契約の解除を行なうこと（以下「クーリングオフ」といいます。）ができ、その効力は、お客さまが書面または電磁的記録による通知を発信したとき（郵便消印日付など）から発生いたします。
2. 前項の場合、お客さまは、
 - ① 解約手数料および違約金のお支払いを請求されることがありません。
 - ② すでに引き渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担いたします。
 - ③ 電気を消費してえた利益に相当する金銭のお支払義務はありません。
 - ④ すでに料金の一部または全部をお支払いいただいている場合は、すみやかにその金額の返還を受けることができます。
 - ⑤ 電気の供給にともない、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
3. 上記クーリングオフの行使を妨げるために、当社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または当社が威迫したことによりお客さまが困惑してクーリングオフを行なわなかった場合は、当社から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面または電磁的記録によりクーリングオフをすることができます。

[小売電気事業者名]

RE100電力株式会社

〒761-0301 香川県高松市林町2521番地5

(小売電気事業者登録番号 A0611)

[お問い合わせ先]

(電話番号)

0120-325-155

受付時間：平日10:00～17:00

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除きます。)

(ホームページ)

<https://www.re100-denryoku.jp/>

[代理店等 (媒介業者名)]

[お問い合わせ先]

(電話番号)

(ホームページ)